憲法

＜第11号＞
昭和56年度
自主憲法制定国民大会
大会直前号
定価　1部50円（送料別）
御希望部数お申越し下さい。

昭和56年4月20日発行
●発行所　自主憲法制定国民会議
〒107　東京都港区六本木7－3－2
ラポール乃木坂104号室
電話（03）479－0600
郵便振替　東京6－22879
編集発行人　事務局長　清原淳平

入会案内

最近、改憲刷新の気運盛り上がりを反映してか、入会希望ないし問合せが多いので、下記に主たる要項を掲げる。詳細はそれぞれの会則による。
下記いずれの会員（個人・団体）も改憲刷新を目指して活動すること。

◎自主憲法制定国民会議	◎自主憲法期成議員同盟
A　団体会員　年会費　1口1万円（口数は会員数等による）	A　国会議員　年会費　1万2千円
B　個人会員　年会費　1口3千円	B　前元議員　年会費　6千円
	C　地方議員（前含）年会費　6千円

急げ！自主憲法制定

憲法を改めて時代を刷新しよう！

名古屋で第十二回全国大会　開催！

自主憲法制定国民大会も、去る昭和四十四年に、民間諸団体によって、自主憲法制定国民会議が結成され、日本武道館において第一回の国民大会を開いて以来、今年は第十二回目を迎える。

本年は、これまでの大会がほとんど東京で開催されていたため、ややもすると地方の人々の改憲運動に対する関心が薄くなるのではないか、との声が出ていたところ、名古屋の熱心な同志から、緊迫せる内外の諸情勢や奥野法相発言などで、中京の地でも改憲刷新の気運が高まっている折柄、今年の全国大会は中京地区で開催しましょうとの申し出があり、いろいろと熱心に御奔走下さった結果、下記のプログラムにもあるように、名古屋市民会館大ホールにおいて、開催するの運びとなった。

中京は、織田信長以来、改新発祥の地、気運が、盛り上がってきた「憲法を改めて時代を刷新する」（改憲刷新）国民大会を開くには、まさに絶好の地といえよう。日本列島の中央でもあり、全国津々浦々から、奮って御参加下さるようお願いする。（なお、大会関連記事、第二面ならびに第四面　参照）

今こそ改憲刷新へ立ち上がるとき

自主憲法制定国民会議
自主憲法期成議員同盟　会長　岸　信　介

野党の考えはワンパターン

昨年秋の臨時国会以降、現通常国会においても、憲法改正問題が急速に浮上して来ましたことは、永年にわたり、自主憲法制定運動を続けてまいりました私どもにとって、歓迎すべきことではありましたが、反面、一般に与野党ともに、「憲法問題」についての研究不足から、議論が空転して国会の権威を低下せしめ、国民の判断を混乱せしめましたことは、誠に遺憾なことでありました。

とかく野党の諸君は、考え方がワンパターンで、つまり憲法改正というと、すぐ第九条改正＝再軍備＝徴兵制＝軍国主義復活＝戦争という図式しか、頭に浮かばないらしく、また、平和憲法といった抽象的な言葉のニュアンスに酔って、頭から憲法を改正すべきではないとして、改憲論議を封殺する傾向にあります。

しかし、日本が、戦時中のような軍国主義に走ったり、あるいは米・ソと並ぶ軍事大国化することなどあり得ないことは、良識ある国民のひとしく知るところであります。

現憲法のどこに欠陥があるか

問題は、昔の一〇〇年が、今の一〇年にも充たないと言われるほどに、時代の推移著しい現代において、世界各国が、憲法と現実とのギャップを埋めるべく、頻繁に憲法を修改正しているのに、この戦後三十五年、日本だけが憲法を修改正しないでいるため、社会のいたるところに、その弊害が露呈してきていることであります。

それには、第八九条の教育への公金支出禁止規定をはじめ、第九条の戦争放棄条項など問題は無数にあり、これに対し、政府はこれまで「解釈で補う」変詳的便法で処理してきましたが、こうした便法も限界に達しており、政府自らそうした処理をすることは、却って国民に法を尊ぶ気持を失わせ、脱法行為を助長するなどの原因ともなっております。

さらに、現憲法が、第三章の各条項で、個人の権利をことさらに強調する反面、家族・他人・社会・国家に対する和合性・協調性・義務観を疎かにしているために、それが教科書をはじめ教育の場に反映して、国民の中には、恰も、自分の好き勝手な言動をなすのが権利であるかのように思い違いし自己中心的観念に陥った結果、毎日の報道に現われているような、冷酷殺人・誘拐、そして校内暴力など教育の荒廃を惹き起している現状であります。

与党は国民の期待を裏切るな

国民大衆も、日本民族の精神構造異変を想わせるこうした事件の続発から、近年漸く「何か基本的なものが誤っているのではないか」と考えるようになり、改憲の気運が再び出てまいりました。

また、特に最近は、一九八〇年代に予想されるエネルギー不足や厳しい輸出規制などの国際経済状況、あるいはソ連邦のアフガン侵攻やわが北方領土への圧力、さらにはポーランド情勢など、緊迫化した国際軍事状況から、日本民族は、内外ともにその対応を迫られております。

さらに、また、若い人々も、近年、社会主義国家の経済・文化の実情が分かるにつれ、日本はやはり自由陣営の中で生きる方が好ましいと悟るようになり、昨年の衆参同時選挙では、そうした若い人の票が流入して、自民党を圧勝せしめたのであります。

しかし、ここで考えなければならないことは、昨年の選挙の大勝は、国民がただ無条件に自民党を支持したわけでは決してなく、国民大衆は、政府与党に対し、社会の摩擦・頽廃を是正すべく「精神作興・時代刷新」（いわば、世直し）を期待して、票を投じたということであります。

しかるに、もし、政府与党が、こうした国民の中に潜在する気運を見誤り、徒らに事態を糊塗して腕を拱いているならば、期待を裏切られた国民は、次の選挙で政府自民党を敗北せしめる怖れなしとしません。

改憲刷新運動こそ急務である

いま、わが国は、一般的な政治経済の課題はさておき、当面する国家的課題としては、憲法改正と北方領土返還の二つがあります。

現政府は、現在のところ、後者にのみ焦点を当てているようでありますが、前述のように、毎日のように報道される民族の精神構造異変を想わす異常事件の続発、さらには緊迫せる国際情勢を考えるとき、むずかしい交渉相手との北方領土返還運動にも増して、むしろ内を整備するための精神作興・時代刷新運動が、今こそ必要な時期に来ていると確信いたします。

憲法改正というと、前述の野党の諸君のワンパターンの考え方や一部の新聞の護憲キャンペーンに引きずられて、憲法改正を党是とする自民党の中にも、ためらう人がいるようですが、政治は、単に国民のコンセンサスを待つだけでなく、高い理想を掲げて国民のコンセンサスを醸成してゆくこともまた、大切な要素であり、そうした意味で、世界各国も国家の停滞期には、政府政党自ら憲法改正を主導するなどして、民心の一新を計るわけであります。以上の点からも同志の奮起をお願いしたい。

第十二回自主憲法制定国民大会

日　時　昭和五十六年五月三日（憲法記念日）
午後一時三十分～同四時
開場受付　正午　**開会一時三十分**

会　場　名古屋市民会館
主　催　自主憲法制定国民会議
自主憲法期成議員同盟
大会運営　自主憲法制定愛知県民会議
第十二回国民大会運営委員会

大会プログラム

司会　福井勇夫

一、国歌斉唱（一回）
二、開会の辞　元衆議院議員　辻　寛一
三、会長挨拶　自主憲法制定国民会議　会長　岸　信介
四、委員長挨拶　自主憲法期成議員同盟　大会運営委員長　桑原幹根
五、経過報告　自主憲法制定国民会議理事長　植竹春彦
六、運動方針　自主憲法制定国民会議副会長　池田清志
七、来賓紹介
八、祝電披露
九、推進の言葉
自民党代表　自由民主党国民運動本部長　大野　明
議員同盟代表　常任理事　参議院議員　八木一郎
地元議員代表　自民党愛知県支部連合会長　江崎真澄
文化人代表　名古屋大名誉教授　文学博士　結城陸郎
青年代表　瀬尾百合子
十、大会決議　名古屋青年会議所　安藤恒春
十一、記念講演　**今こそ憲法の改正を！**　近畿大教授　奥原唯弘
十二、閉会の辞　愛知県神社庁長　熱田神宮司　篠田康雄
十三、万歳三唱　大会運営副委員長　近藤伝六

●会場案内
所在地　愛知県名古屋市中区金山一丁目五番一号
名　称　名古屋市民会館（駐車場あり）
電　話　〈〇五一〉三三二－一一四一番
交　通　国鉄名古屋駅より地下鉄金山駅下車（名古屋駅より地下鉄東山線栄町駅で地下鉄名城線に乗りかえ乗車時間十五分）下車徒歩三分。または、国鉄名古屋駅から中央本線の金山駅下車徒歩約五分。名古屋駅からタクシーで十五分。

記念講演　講師紹介

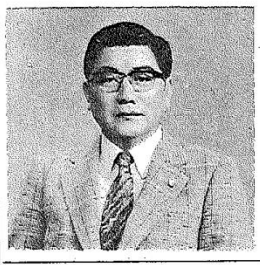

奥原唯弘先生（近畿大学教授）
東京都出身、昭和三年生。早大大学院政治学研究科修了。神奈川大学講師・助教授を経て、現在、近畿大学教授のほか、同大学比較法・政治研究所長、「法と秩序」研究会理事長、日本法政学会・防衛法研究会・（社）世論調査研究所各理事を兼任。なお、日本学術会議会員でもある。著書・訳書に「憲法と政治・社会」「憲法の具体的展開」「法学・憲法」「イギリス憲法」「世界の憲法」等々、多数ある。サンケイ新聞「正論」に健筆をふるわれ、また、講演も歯切れがよく分かりやすいと定評がある。

自主憲法の早期制定を！

第十二回自主憲法制定国民大会

大会運営委員長　桑原幹根

（元愛知県知事・全国知事会長）

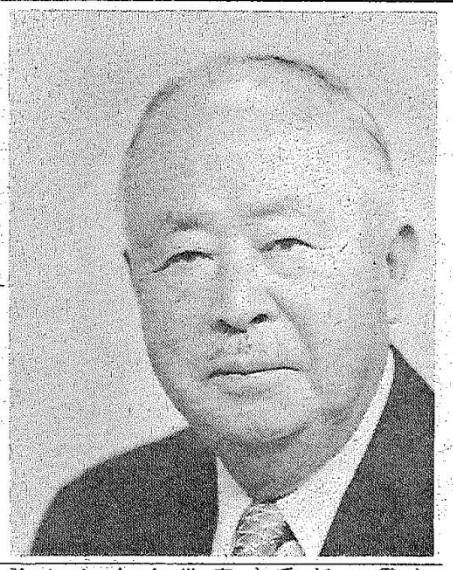

今日の日本の政治や行政が、現在の日本国憲法を基盤として、運営されていることは、言うまでもない。それは独り憲法ばかりではなく、日本国民の日々の行動はそれぞれに、関係する法律・命令によって、直接または間接に規制されている。これは、法治国家として当然のことと言ってよい。

このように、われわれの日常生活は、法律・命令によって規制されているが、その根本にあるのは憲法である。各種の法律や命令もすべてこの憲法を基本として制定されている。したがってわれわれの日常生活は、直接にも間接にも憲法の規定に、関係しないものはないのである。

かくのごとく「憲法」は国家・民族にとって、極めて大切なものであるのに、今の日本国憲法は、日本人の自主的な意思によって作られたものではない。現憲法は、すでに国民のすべてが知るように敗戦後の混乱状態の中において、占領軍の勢力下に制定されたものである。

すなわち、現在の日本国憲法はいわゆる自主憲法とは言えないのであって、日本の政治・行政は、今日まで自主憲法ではない憲法によって、すべて支配されてきた。

このことは、日本が、世界の中において、国際関係の諸問題につき今日、極めて有力な発言力を持ち得る立場にあることを想うとき、誠に残念なことである。

今日の日本国憲法が、このような情況下にあるので、日本は自主憲法を有するべきだ、との世論も、いま日本国内に高まりつつある。

自由民主党も、再び憲法調査会を設けて、この問題に取り組んでいる。鈴木現首相も「世論が成熟した段階で、改憲を発議する」と発言している。

この鈴木首相の発言も、「世論が成熟した段階で」との条件付きであるので、日本国憲法の改定、すなわちわれわれの主張する自主憲法の制定には、何と言っても、世論の昂揚が必要である。しかし今や日本の自主憲法制定の与論は全国的に高まりつつある。すでにかなりの府・県などの地方議会においては、その実現要望について論議が行なわれている。

自由民主党としても、「自主憲法制定」を党是としているので、これが実現を目指して、世論を喚起するなどの努力が必要である。

作るべき新憲法の内容如何は、国会の判断に委ねるにしても、それはあくまでも、日本の自主性によって制定され、日本国民の満足を得るものでなければならない。

以上のことからも、このたび、第十二回自主憲法制定全国大会を中京の地に迎えるに当たり、国民の改憲気運が高まりつつある折柄この名古屋における大会を大いに盛り上げることが、これからの自主憲法制定運動にとって、大きな意義をもつことを考え、われわれ中京人も、この「改憲刷新」運動に、今後とも大いに努力をいたしたいと思う。まずは、五月三日の国民大会に、多数、御参会下さるようお願いする。

愛知県に大会を迎えるに当たって

第十二回国民大会運営副委員長　自主憲法制定愛知県民会議議長　近藤伝六

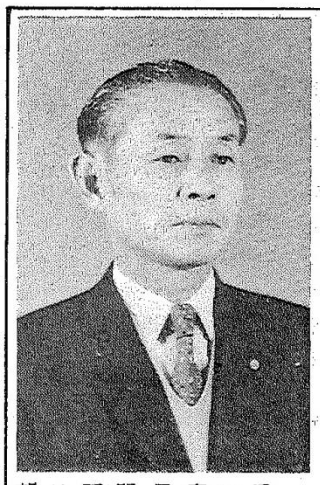

このたび愛知県において「自主憲法制定国民大会」を開催するに至ったことは多年の願望であり、これが時代刷新への狼煙となり、全国に改憲刷新の気運が盛り上がれば、これに勝る感激はない。

ポツダム体制を受け入れたわれわれには、これこそが生き甲斐であり、当然なすべき使命と考えている。

この大会の準備中に、各方面に種々御迷惑をかけたこともあろうかと思うが、純粋な愛国心に基づく勇み足として御寛恕願いたい。

各種団体への呼びかけ、募金等のため多くの人々に接した結果の感想を述べれば、なかなかに熱心な人がいる反面、反対の風も強く無関心の人も多い。また奥野発言に賛同する人々ですら、ほとんど憲法の条文を読んでいないようである。

これに対して擁護論者の中には勉強しているかに見える人も多いが、この人々の持論もよく聞いてみると、みな一つの型にはまっている。すなわち極東軍事裁判当時の敗北主義に陥っていたり、日本は悪、連合国は善、という考えから少しも前進していない。そしてきまったように、第九条を改正すれば、両び軍国主義が台頭するとして、極めて単細胞的である。

つまり、彼らは、戦後三十年間平和が続いたことを現憲法のお蔭であると受けとめ、第九条二項の「交戦権否認」は主権制限条項であると説いても、そうしたことの学問的認識もなく、ただ、現在のままで、永久に平和が続くものと考えている。いつまで自らの手を縛っていれば気がすむというのか私は理解に苦しむものである。

現実は、経済成長、輸出伸長、そして科学技術と日本の伝統文化に世界の人々が注目しはじめた。また、国民の大多数も、日本人の内にある素晴らしさに気づいて、歴史と伝統を見直し始めている。

そこで問題になるのが、異質の文化で組み立てられた日本国憲法である。その草案を書いた連合軍司令部のケイディス大佐は、米国でも問題になっているが、ユダヤ人でありマルクス教徒でもある。それを念頭に入れて日本国憲法を読めば、なるほど、とうなずけるものがある。

第一条の「主権在民」などは、君民の対立抗争の歴史から生れた思想で、日本には本来ないものである。

ともかく、世界注視の的となった素晴らしいこの日本文化の中に異質の毒素をいつまでも残して置くことは、まことに怠慢なことで政治家も、国民も、大いに反省しなければならない。それゆえに、ポツダム体制の残滓である憲法と教育基本法を洗い直して、日本の体質をすっきりと改めることが、改憲運動の本義である。

幸い、愛知県の組織は、政界をはじめ、産業界も学者文化人も、挙ってこの運動に参画しているので、大会の成功は勿論、県民への浸透も順調に伸展していくことと思う。

将来は、各市・町・村並びに各職域に拠点をつくり、憲法調査会によってつくられる草案の研究会を開き、県民残らず草案の内容を知って、国民投票に臨んでもらいたいものである。

随想　憲法改正運動裏話

自主憲法制定国民会議理事長　植竹春彦

（元郵政大臣）

一昨々年のことでした。アメリカの法学博士ジョージ・ランボーン・ウエスト教授が、東京で憲法改正について講演されました。

その際、ウエスト博士が述懐いたしましたことは、「アメリカは戦勝国として、日本に対し、三つの誤りを侵した。その第一として天皇陛下に人間宣言させたこと。第二は、アメリカ式丸だしの民主主義を押し付けたこと。第三にはアメリカの考えだけで勝手に日本の憲法を改正させたこと、の三つである」ということでした。

博士の講演が終ったので、私は帰宅しようと思って、静かに立ち上がったら、それを見付けた司会者が、突然、私を指名し、閉会の辞を述べるように要請され、断るわけにもいかないので、欧米人がウイットを好むことを考慮に入れ頭の中で急拵えながら寓話を構成しつつ、ともかく英語でスピーチいたしました。

その内容をかい摘んで申しますと、「第二次世界大戦が終って間もない暑い夏の朝、或る老漁夫が天皇陛下に新鮮でおいしい海釣りの魚を献上したいと考え、宮内庁へ行ったところ、受付の係り官がお志は有難いけれども、憲法第八条の規定で、皇室へ財産を上げたり、皇室から物品を頂く時には、国会の議決がいる旨を説明され、魚一匹も「財産」であるからと謝絶されたので、そこで漁夫は、国会へ陳情に行きました。

陳情が国会で審議されるのは、通常は一ヶ月位かかりますが、何しろ生魚のことですから、ともかく三日間で陳情が取り上げられましたので、漁夫は早速喜んで宮内庁へ献上に行きましたが、なにせ夏の日照り続きのことと、生魚はすでに腐っていて、この老人の誠意は、ついに陛下に伝わりませんでした」

この話を聞いていたウエスト博士はじめ壇上のアメリカ人たちは足を踏みならし笑いこけました。

これは、現行憲法第八条が障害になって、国民の温かい気持が皇室に通じ得なかった、という急造の寓話でした。

役員名簿

自主憲法期成議員同盟

会長　岸信介

副会長　郡祐一　桜内義雄　町村金五　瀬戸山三男　増田甲子七

顧問　植竹春彦　池田清志　稲葉修　石井光次郎　木村篤太郎　小島徹三

常任理事　岩動道行　大野明　木村睦男　中尾栄一　吹田愰　八木一郎

理事　石原慎太郎　伊藤宗一郎　稲垣実男　江崎真澄　江藤隆美　大塚雄司　越智伊平　越智通雄　小渕恵三　海部俊樹　梶山静六　金子岩三　鹿野道彦　熊川次男　倉石忠雄　後藤田正晴　近藤元次　佐藤信二　左藤恵　佐藤守良　志賀節　住栄作　関谷勝嗣　玉沢徳一郎　戸沢政方　中野四郎　橋本龍太郎　八田貞義　平沼赳夫　船田元　松野幸泰　水平豊彦　三塚博　村田敬次郎　武藤嘉文　森下元晴　森清　安田貴六　綿貫民輔

参　稲嶺一郎　石破二郎　板垣正　岩上二郎　岩本政光　上田稔　遠藤政夫　源田実　後藤正夫　玉置和郎　中西一郎　林寛子　福岡日出麿　藤井裕久

前　佐々木盛雄　浜田尚友　保科善四郎

監事　福井勇　藤原節夫

自主憲法期成議員同盟会員（国会議員関係）　敬称略

衆議院議員（配列順不同）

北海道：上草義輝　高橋辰夫　中川一郎　安田貫六
青森県：三枝三郎　川田正則　笹輪登
岩手県：竹中修一　田名部匡省　竹内黎一　田沢吉郎
宮城県：鈴木善幸　木村守男　志賀節　工藤巌
秋田県：椎名素夫　玉沢徳一郎
山形県：三塚博　伊藤宗一郎　内海英男
福島県：石田博英　佐々木義武　村岡兼造　愛知和男
茨城県：鹿野道彦　近藤鉄雄
栃木県：亀岡高夫　天野光晴　粟山明　渋谷直蔵
群馬県：渡部恒三　菅波茂　八田貞義
埼玉県：赤城宗徳　梶山静六　中山利生
千葉県：船田元　渡辺美智雄　植竹繁雄
東京都：熊川次男　久保田円次　中島源太郎　藤尾正行
神奈川県：小渕恵三　中曽根康弘　福田赳夫　長谷川四郎
新潟県：松永光　三ツ林弥太郎　野中英二　浜田卓二郎
山梨県：小澤潔　森美秀　奏道三八
長野県：石橋一弥　臼井日出男　中村正三郎　林大幹
静岡県：池田淳　石原慎太郎　粕谷茂　鯨岡兵輔
愛知県：大塚雄司　中村靖　島村宜伸　戸沢政方
三重県：越智通雄　小泉純一郎　佐藤一郎
滋賀県：小此木彦三郎　近藤元次
京都府：亀井善之　牧野隆守　渡辺秀央
大阪府：小沢辰男　福田一　金丸信　佐藤隆　渡辺紘三
兵庫県：村山達雄　奥田敬和　住栄作　桜井新
奈良県：玉生孝久　綿貫民輔
和歌山県：木野晴夫　森喜朗　平泉渉
鳥取県：倉石忠雄　小坂善太郎　羽田孜　唐沢俊二郎
島根県：小川平二　中尾栄一　田邊國男
岡山県：大野明　武藤嘉文　古屋亨　渡辺栄一
広島県：松野幸泰　斉藤滋与史　原田昇左右
山口県：佐野嘉吉　海部俊樹　稲垣実男　中野四郎
徳島県：久野忠治　浦野烈　村田敬次郎　水平豊彦
香川県：今枝敬雄　上村千一郎
愛媛県：木村俊夫　江崎真澄
高知県：平沼赳夫　田村元　野呂恭一
福岡県：山下元利　宇野宗佑
佐賀県：前尾繁三郎
長崎県：中山正暉　塩川正十郎
熊本県：木野晴夫　左藤恵
大分県：原健三郎　原田憲
宮崎県：渡海元三郎　河本敏夫
鹿児島県：戸井田三郎　永田亮一　砂田重民
沖縄県：奥野誠亮　前田正男
早川崇　中西啓介
相沢英之
桜内義雄　細田吉蔵
大村襄治　加藤六月
平沼赳夫　橋本龍太郎
谷川和穂　亀井静香　逢沢英雄
安倍晋太郎　佐藤守良
田中龍夫　林義郎　瀧尾弘吉
佐藤信二　高村正彦　吹田愰
森下元晴
木村武千代
関谷勝嗣　後藤田正晴
塩崎潤　藤本孝雄
田村良平　越智伊平　今井勇
山崎拓　森清　毛利松平
麻生太郎　大西正男
田中六助　三原朝雄
山崎平八郎　太田誠一　楢橋進
愛野興一郎　三池信　古賀誠
金子岩三　白浜仁吉
北口博　坂田道太　中村弘海
福島譲二　藤田義光　園田直　東家嘉幸
畑英次郎　佐藤文生　村上勇
江藤隆美　堀之内久男　瀬戸山三男　大原一三
小山長規
宮崎茂一　山崎武三郎　二階堂進
山中貞則　長野祐也
国場幸昌
小渡三郎

参議院議員　地方区

北海道：中村啓一　高木正明
青森県：岩本政光
岩手県：岩動道行
宮城県：遠藤要
秋田県：野呂田芳成
山形県：安孫子藤吉
福島県：鈴木省吾　鈴木正一
茨城県：岩上二郎　郡祐一
栃木県：大島友治　岩崎純三
群馬県：山本富雄　福田宏一
埼玉県：名尾良孝
千葉県：
東京都：原文兵衛
神奈川県：安井謙
新潟県：桑野章
長野県：
山梨県：
静岡県：
愛知県：
岐阜県：
滋賀県：
京都府：
大阪府：
兵庫県：
奈良県：
和歌山県：
鳥取県：
島根県：
岡山県：
広島県：
山口県：
徳島県：
香川県：
愛媛県：
高知県：
福岡県：谷川寛三　蔵内修治　遠藤政夫
佐賀県：福岡日出麿
長崎県：初村滝一郎　鍋島直紹
熊本県：園田清充　中村禎二　田代由紀男
大分県：
宮崎県：
鹿児島県：後藤正夫　坂元親男　上條勝久
沖縄県：稲嶺一郎　川原新次郎

全国区（五十音順）

石本茂　板垣正　江藤智　岡部三郎　梶木又三　片山正英　源田実　古賀雷四郎　坂野重信　山東昭子　志村愛子　高橋圭三　竹内潔　玉置和郎　田中正巳　内藤尚志　西村尚治　林ヶ谷威一郎　福島茂夫　藤井裕久　堀江正夫　町村金五　円山雅也　村上正邦

前元議員（五十音順）

青木一男　青田源太郎　有田喜一　池田清志　石井光次郎　伊能芳雄　稲葉修　植竹春彦　大野市郎　加藤陽三　菊池義郎　岸信介　木村篤太郎　古池信三　小金義照　小島徹三　佐々木盛雄　榊原亨　坂村吉正　白井勇　徳安実蔵　豊田雅孝　野田卯一　浜田尚友　福井勇　藤原節夫　増田甲子七　前田治一郎　増原恵吉　三上英雄　三木与吉郎

◉ 衆参現職議員総数281名
（昭和56.4.1現在）

事務局所在
〒100　千代田区永田町2-2-1
衆議院第1議員会館1階
自主憲法期成議員同盟
電話　(03) 581-5111 内線3866
（事務局長　清原淳平）

現憲法はなぜ改められなければならないか

目主憲法期成議員同盟事務局では、昨年秋の臨時国会において、折角、憲法問題が浮上してきたものの、一般的にはまだまだ「押し付け憲法だからいけない」「平和憲法だから護るべきだ」といった抽象論が多いことを憂え、ここはまず、すべての活動に先だって、改憲のための合理的論拠資料を作って政府・国会その他に配付し改憲に対する認識を高めることが大切だとの見地から、折にふれ、問題点ごとに、半紙一～二枚にまとめた論拠資料を発表してきた。それもいつの間にか十五項目となったので、それらの要点を整理してみたのが次の文章（論拠その十五）である。

A　長年月に亘り憲法を修改正しないことの弊害

（1）昔の一〇〇年が今の一〇年にも満たないと言われるほどに、時代の進運著しい現代、世界各国とも、憲法はその時代時代の国民のためにある、制定時の国民が、後代の国民を縛ってはならないとの認識のもと、次第に改正条件を緩めて、むしろ文明国ほど、その憲法を改新または修正している。（例えば、この三五年間に西ドイツ三四回、スイス三三回、ソ連邦五一回、詳細は論拠資料その九）

（2）わが国は、戦後三五年間、憲法を改正していない世界唯一の国である。

現憲法には、当初からの欠陥もあり（後述）、またその後の内外情勢の激変から、現実に合わない箇所も多く、その弊害が随所に現われてきている。

政府は、国会対策上、そうした矛盾を「解釈で補う」東洋的便法で処理してきたが、こうした便法も限界に達しており、さらには、政府自ら拡張解釈や便法を講ずるために、国民の法を尊ぶ気特が失われ、脱法・違法行為を誘発するなど、社会秩序や倫理観を混乱せしめる原因となっている。

B　成立上の欠陥

（3）戦勝国が敗戦国を占領中にその国の憲法を改変することは、国際法違反である。なぜならば、すでに一八〇〇年代の後半、ヨーロッパ大陸では、何度となく戦争が繰り返され、勝ったり負けたりした結果、占領中に敗戦国の憲法を改変することの不当性が痛感されるに到り、そこで一九〇七年、ヨーロッパ諸国家は、オランダのハーグで国際平和会議を開いて、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」を締結したが、特にその第四三条に「・・占領者は、絶対的な支障なきかぎり、占領地の現行法律を尊重」すべきことを謳った。数年後、日・米両国もこれに参加し、批准公布している。

（4）そして、上記ハーグ条約の精神に立ち、第二次世界大戦後の一九四六年一〇月制定のフランス第四共和国憲法は、その第九四条で「本国領土の全部又は一部が、外国軍隊の占領下にある場合は、いかなる改正手続にも着手または遂行することができない」と規定している。

また、この国際慣行は、敗戦国のイタリア、ドイツにも適用されイタリアが新憲法を制定したのはパリ平和条約調印後六か月経ってからであり、西ドイツは、連合軍の憲法改正要求に対し、占領下にあること、東西に分割されたことなどを理由として、「憲法」とはせず「ドイツ連邦共和国基本法」なる名称にとどめ、しかも、その第一四六条で、この基本法につき「ドイツ国民が自由な意志で決定した憲法が施行される日に効力を失う」と規定している。

（5）ところが、連合国は、ことに日本については、占領中、それも早い時期に、憲法をあえて改変せしめた。したがって「占領中制定された憲法は、国民の自由な意志によるものではない」とする上記の国際認識からすれば、現日本国憲法は、成立過程に疑義があるというべく、少なくともサンフランシスコ平和条約締結（独立）後に国民投票にかけ、国民の自由意志を確認すべきであり、それをしない間は、現行憲法は「国民の正式認知を受けていない憲法」といわれても仕方がないのである。（詳細は、論拠資料その一二参照）

C　形式上の欠陥

（6）現憲法は、連合軍の指示で短期間に英文憲法をほぼそのまま翻訳して作られたという経過から翻訳調で日本文ではないとの批判のほか、法律用語の使用法の誤りが実に二〇か条、二九か所にも及んでいる。例えば、可決とすべきところを議決としたり、否認とすべきところを放棄としたり、予算と予算案との使い方を取り違えたりで、厳格であるべき法律用語の使い方が余りにも混乱している。（詳細は、論拠資料その六参照）

（7）現憲法が制定以来三五年も無修正の間に、国によって国語の用字・用語の表記の仕方が何度か改訂された結果、今の学校教育を受けた者からすると、現憲法に、実に一〇〇か所以上も誤りがあり学校教育上問題であるばかりか、憲法の条文になじみにくくさせ、憲法の権威を軽んぜしめている。（詳細は、論拠資料その八、正誤一覧表参照、仮名づかい六〇か所送り仮名一五か所など）

（8）憲法第九条戦争放棄規定は変遷な理想主義を含むことを否定しないが、反面、当時の資料からすると、日本に軍備を持たせない連合国の方針に基づくことも明らかであり、日本国の安全は「諸国民の公正と信義に信頼」（前文）すればよいとした。これは、マッカーサーが久しく植民地たるフィリッピンを統治した際、かの国に「憲法」を置くことは認めつつも軍事権や外交権はアメリカが掌握していたのと似ている。学問上、当時のフィリッピン形態を半独立国家と呼んでいる。現憲法が諸外国の憲法にはある国家の緊急事態に対処する諸規定を持たないことも、戦争放棄規定と併せ、国家の安全と軍事権をアメリカ等に委ねたともみられ、現憲法は半独立国の憲法、と言われても仕方がない体裁である。

D　内容上の欠陥（これについてはそれこそ無数にあるが、とりあえず三点ほど挙げれば）

（9）憲法第三章国民の権利義務の各条項は余りに「個人の権利」を強調するのに急で、反面としての家族・他人・社会・国家に対する和合性とか協調性・義務観に乏しい。それが教育の場にも反映して（例えば、中学校の公民教科書主要七社のものを見ると、権利に関する記述はそれぞれ一〇頁以上もあるのに対し、義務に関する記述はたった数行程度にすぎない）こうしたことが国民に、自分の気持の赴くままに勝手な言動をなすことが権利であるかのように思い違いをさせ、自己中心的・独善的観念に支配された結果、毎日の報道に現れているような冷酷殺人・誘拐などの異常事件を続発せしめている。

こうした民族の精神構造異変を是正するには、近代憲法の模範とされるドイツのワイマール憲法のように、各条文の第一項に権利について規定したら、その第二項に反面としての義務（ないし他人や社会との協調性）を規定する、というように、権利義務関係の相対性を憲法上に明記すべきである。

（10）憲法第八九条は、公金その他の公の財産を、宗教や公の支配に属せぬ慈善・教育・博愛事業に支出・提供してはならぬ旨定めているが、しかし私立大学は経営難で以前から膨大な助成金を国庫からもらっているのが実情である。

国は、助成金総額を私学振興財団に出し、この財団が各私立大学に配分していることと、助成金を受けた私立学校を国が監督しているから「公の支配に属する」として合憲だと解釈するが、間に私学振興財団というワンクッション置いたからといって違憲の疑いはまぬかれず、また国が監督するから公の支配に属するというのも私立学校の精神と矛盾する。さらに、このワンクッションを設く便法のため、多少教育や慈善・博愛に関係する団体から、同じような方式で自分達にも助成金を出してくれと要求されると断りようもなく、様々な公法人が作られて、不明瞭な助成金がばらまかれる原因ともなる。したがって、こうした弊害を是正するには第八九条の見直しが必要であり、少なくも本条から教育を削除すべきである。

（11）いま論議の的となっている第九条については、どう解釈し、どう改めるかに先立ち考えねばならぬのは、同条項の各部分の解釈ならびにそれをどう組合せるかについて、学者の数ほど見解が分かれている事実である（一般に一八通りはある、といわれている）。しかし、憲法の条文は国家の基本法であるだけに、本来は小学校の高学年程度の学力で素直に分かるものでなければならない。

日本国政府は「解釈で補って」自衛戦力は持てるとしているが、他国の憲法に見られる軍隊の最高指揮権などの規定もない現憲法からは、やはり、疑義が残るというべく、法治主義の立前からも、法文は明確であることが望ましい。政府自らが、憲法の条文を、解釈で補ったり便法を講ずることは、国民に法を尊ぶ気持を失わせ脱法行為を助長せしめる原因となってはなはだ好ましくない。

E　憲法改正問題を取り扱うルールについて

（12）日本はこれまで憲法を国民自身の手で修改正した経験がないせいか、改憲論議をするに当たってのルールを知らず、そのため徒らに混乱を惹き起こしているといえる。すなわち、文明諸国では、法治主義の一環として、既に法として成立している現行法規を守るということと、それを守りつつもその改正を立法論として論ずることとは、厳然区別されているが、日本ではこの区別の認識がない。

例えば、奥野法相にせよ栗栖・竹田両統幕議長にせよ、在任中に憲法や法令に違反したり、違反行為に出ると言った訳では全くなく現憲法体制を忠実に執行しつつ、将来の立法論として改憲を考えるべき時期に来ている、と言ったにすぎないのだから、両者を区別して考える文明諸国の認識からすれば、本来何ら問題となることではない発言である。

（13）また、欧米文明諸国では、言論の自由の範囲内、それを越えて違法な行動に出たかを厳格に区別するが、日本ではこの認識がないため、徒らに混乱している。例えば、前記の奥野法相、栗栖・竹田両統幕議長の場合も、言論の段階を越えて違法行動に出た訳ではないのだから、自由主義先進諸国では問題とならない。

一般に日本では、「平和憲法」といった抽象的な言葉の語感に酔う者が多く、また、考え方がワンパターン、つまり憲法改正というと、すぐに第九条改正―再軍備―徴兵制―軍国主義復活―戦争といった認識しかないが、現憲法には上述のようにさまざまな問題点があるのだから、改憲論議も合理的に掘り下げて考えてほしい。

（14）なお、日本では、野党が、まず政府与党に草案を提出させ、それを叩こうとの構えであるが、文明諸外国では、そのようなやり方はせず、法治主義の立場から、憲法の条文が現実と合わなくなった、という点での認識があれば、与野党あるいは学識経験者も参加して、検討委員会ないし起草委員会などを設け、まず同じテーブルについて討議し、さらに改憲会議とか制憲議会へと発展せしめてゆくのが、文明国の良識あるルールとされていることも、この際ぜひ知っていただきたいものである。

（事務局長　清原淳平記）

当会の論拠資料は、発表するたびに、いずれかの報道機関がこれを取り上げ、報道してくれているが、右の論拠も、サンケイ新聞が三月十七日の朝刊で、その要旨を四段抜きで紹介したあと、一段にわたって、次のような論評をしているので、そのまま転写し御参考に供する。

地道な論議の一石に

【視点】

憲法改正問題が浮上してきたとはいえ、一般には、まだまだ「押し付け憲法だからいけない」とか「平和憲法だから改正すべきではない」といった程度の実りのない抽象論・感情論が多く、この際これまでに発表したものを以下のごとく一覧表にした。なお御希望の方は、本会も活動資金が不足している折柄、誠に恐縮ながら、一枚刷りのものを一〇〇円、二枚刷りのものを二〇〇円ということで、お買上げを頂ければ幸いである。（☆印一ツを一〇〇円、☆印二ツを二〇〇円、郵便振替東京七―七七一〇〇自主憲法期成議員同盟、または切手を同封して当新聞発行所宛お申込み下さい。

憲法改正についての論拠資料一覧

1　現憲法を改める必要性についての一般状況（欧米の状況など国際的・歴史的な視野から）　☆
2　現憲法のいかなる点に欠陥があるか（欠陥の主要点を分かり易く解説したもの）　☆
3　政府・閣僚は法理上、改憲論議なしうる（閣僚の改憲論議の合法性をいち早く論じたもの）　☆
4　臨時国会での政府・野党間の応酬についての結果分析　☆
5　改憲作業を進めるについての方法論（竹花見解）　☆
6　現憲法に二八か所に亘る法律用語の誤りあり（三浦見解）　☆
7　大学生は憲法改正に現実的認識を持ち始めている（早稲田大学文化祭アンケート紹介）　☆
8　現憲法に今の学校教育からみて一〇〇以上もの用語の誤りあり（国文学・国語学者　新居田正徳氏調べ）　☆☆
9　世界各国は戦後三五年間に頻繁に憲法を修改正している（主要国の憲法修改正数一覧―国会図書館資料に基づく）　☆
10　第九条戦争放棄規定についての改正の論拠（清原見解）　☆☆
11　平常時にこそ憲法改正作業を―竹田統幕議長の発言に思う　☆☆
12　国民に認知されていない現日本国憲法（一九〇七年のハーグ条約以降の国際慣例から見て）　☆
13　改憲論議について、まず文明国並みのルール硬立を　☆☆
14　改憲の地方議会決議等に関する参院予算委員会での総理大臣及び政府の答弁記録（抜萃）　☆☆
15　現憲法はなぜ改められなければならないか（これまでの要点まとめ）　☆☆

自主憲法研究会の経過

当会では、改憲論義を興こすためには、まず今の憲法のどこに、いかなる欠陥があり、それをどう改めるべきかを、地道に研究することが大切であるとの認識から、一昨年七月から毎月一回、衆議院第一議員会館地下一階の会議室で憲法学会から新進気鋭の駒沢大学助教授竹花光範先生にお出で頂き足かけ三年にわたり、次のような講題で講義して頂いております。

○　憲法とは何か、その役割
○　憲法改正はなぜ必要なのか
○　日本国憲法成立の経緯と法理（その有効・無効論）
○　現日本国憲法にはいかなる内容的欠陥があるか―その各問題点の解説―
○　現憲法の象徴天皇制にはいかなる問題があるか―第一章はいかに改められるべきか―
○　現憲法の戦争放棄規定にはいかなる問題があるか―第九条はいかに改められるべきか―
○　非常事態に対処する規定が存在しない日本国憲法―有事に対応するため、憲法にいかなる規定が必要か―
○　第三章の基本的人権規定にはいかなる問題点があるか―その一、個人の尊重と公共の福祉とのかね合いについて
○　第三章の基本的人権規定にはいかなる問題点があるか―その二、権利規定を見直し、これをどう改めるか
○　第三章の基本的人権規定にはいかなる問題点があるか―その三、各種義務規定を見直し、いかなる規定を設けるか
○　第四章の国会の規定には、いかなる問題点があるか―その一、国会の役割と両院制のあり方
○　第四章、国会の規定には、いかなる問題点があるか―その二、二院制の欠陥とその是正策
○　第四章、国会の規定には、いかなる問題点があるか―その三、両院合同会制の導入、不信任権の濫用防止
○　現憲法の内閣制度には、いかなる問題点があるか―第五章はいかに改められるべきか―
○　民社党提案の国会での自衛隊合憲決議は、憲法学上是か非か
自衛隊は苦役か―憲法一八条を徴兵制違憲の根拠とする是非
○　現憲法の司法と財政の規定には、いかなる問題点があるか―第六章及び第七章はいかに改められるべきか―

その内容は素晴らしいもので国会議員、加盟団体、個人・学生が受講しております。あと一―二回で完結予定ですので、本会ではこれを整理して出版したいと考えておりますが、その資金に不足しております。志ある方に御賛助を頂けますれば幸いに存じます。また受講希望者もお気軽にどうぞ。

連絡は、議員同盟事務局　東京五八一―五一一一衆議院三八六六

名古屋市民会館における五月三日の大会開催に至る経過

将来、自主憲法制定（憲法改正）実現の暁には、その運動史が貴重な資料となりますので、今大会を名古屋市内で開催する運びとなった経緯を明らかにしておくべく、ここにその概略を記しますと――

一昨年の秋ごろから「自主憲法制定国民大会をあまり東京地区ばかりで開催すると、地方の方々の関心が薄くなりはしないか」と心配する声が出はじめましたので、いろいろ各地の県民会議の状況を検討しておりましたところ、本部運営委員の一人戸田秀一氏より、中京地区の近藤伝六氏と長谷部福美氏が改憲運動にとりわけ熱心であるとの推せんを受け、戸田氏とともに何度か名古屋に行き、両氏をはじめ、中京地区の熱心な同志とも語らい、名古屋開催を決定したのが昨年の四月でした。

その後、昨年五月三日の大会では自主憲法制定愛知県民会議議長近藤伝六氏に登壇してもらい、昭和五十六年度は愛知県下で開催する旨決意表明して頂きました。

その後、前記両氏を中心とする愛知県民会議の活動は目覚ましく桑原幹根元愛知県知事、辻寛一元衆議院議員、八木一郎参議院議員はじめ自民党愛知県連も積極的に御参加下さり、民間の団体・企業・個人も熱心に御協力下さり、開催の運びとなった次第です。清原

中京の皆さん改憲運動に積極御参加を

憲法問題が、国会の場に浮上してまいりましたが、それが、とかく改憲論議を封じ込める方向に傾きがちなのは大きな誤りであります。

昔の百年が今の十年にも充たないと言われるほど時代の推移著しい現代において、世界各国は、静止的な法と激しく動く現実との溝を埋めるべく、戦後三十五年だけをみても、何十回となく、憲法を修改正しております。

この間、憲法を修改正していない国は、世界広しといえども日本国だけです。そのため、社会のあらゆる面に、法と現実とのギャップが生じて来ております。われわれは、そうした矛盾を是正し、また、新しい躍進のためにも、いまこそ「憲法を改めて時代を刷新する」運動に取り組まなければなりません。

中京は、織田信長以来、新しい時代を開く土地柄であります。何卒、この改憲刷新運動を積極的に支持され、五月三日名古屋で開催の第十二回自主憲法制定国民大会が盛大に挙行されますよう、御協力の程偏にお願い申し上げます。

昭和五十五年十一月吉日

自主憲法制定国民会議
自主憲法期成議員同盟
会長　岸　信　介

第十二回自主憲法制定国民大会趣意書

自主憲法制定国民会議（会長　岸信介元総理大臣）より、別記「中京地区において全国大会を開催し国民の憲法問題に関する論議を高め、一般国民の間より改憲刷新の機運が盛り上がるよう、実施して欲しい」との要請がありました。

よって、県内の各種団体と協議の結果、之を受諾し、左記の通り大会を催し、その期待に応えることに決定いたしました。

一、日時　昭和五六年五月三日憲法記念日
　　開会午后一時三十分
一、場所　名古屋市民会館（中区金山町）
一、次第　(1)挨拶　(2)講演（詳細は後日）
　　（募金要領　略）

世界各国は、戦後必要に応じて改憲し、アメリカ五回、西ドイツ三十四回、スイス三十三回、ソ連は五十一回にも及んでおります。わが国においては、最近漸く、政府及び国会並びに識者の間に憲法問題が論議され、大きな盛り上りを呼び起し、国民の間に浸透しつつあります。

幸い、本県においては、政界、産業界、学者文化人等各界有識者のご賛同を得て、本大会を挙行することとなりました。

各位におかれても、右事情ご賢察の上、奮って本大会にご参加下さいまして、盛大な大会が挙行できますよう絶大なるご支援ご協力の程切にお願い申し上げます。

昭和五十六年壱月吉日

第十二回自主憲法制定国民大会
代表世話人　桑　原　幹　根

御協力のお願い

時局、極めて厳しい折柄、愈々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、第十二回自主憲法制定国民大会を日本国の中央である名古屋において挙行し、全国に改憲気運を盛り上げて行くことは、まことに時宜に適した催しと確信致します。

ついては、県民挙って、この大会を成功させると共に、今後、憲法調査会の進行に伴い、広く賛同を求める運動を興し、初期の目的達成に協力致したいと存じます。

何卒、国の内外情勢をご賢察の上、良識ある貴殿のご声援、ご協力を賜わりたく、茲にお願い申し上げる次第であります。

昭和五十六年　月　日　紹介者

殿

御　礼

このたび、中京の地において、第十二回自主憲法制定国民大会を開催するについて各方面から多大の御協力・御芳志をお寄せいただきましたこと、御厚情ありがたく、心から御礼申し上げます。

暖かい御助力に対しましては、改めて、書状を以って御挨拶いたしますとともに、将来編纂予定の「自主憲法制定運動史」にその名を記録させて頂きたいと存じますが先ずは取敢えず、本紙上をかり、御協力・御芳志を賜わった方々に対し、ここに、心からの御礼申し述べます。

昭和五十六年四月吉日

自主憲法制定国民会議理事長　植竹春彦
第十二回国民大会運営委員長　桑原幹根

各位

名古屋大会を、日本の夜明けに！

自主憲法制定愛知県民会議事務局長　板津　透

尾張の国（愛知県）の三大英傑「織田、豊臣、徳川」は国家を治めるため、支那（現在の中国）の儒者孔子の書「春秋左氏伝」の中にある国家存続上二つの要諦とされる「祀（し）と戎（じゅう）」（祀とは先祖の祭り、即ち先祖の心を伝承すること、戎とは軍隊、国の防衛のこと）の教えに従い、天皇に代って、戦国時代の日本の統一を果した英傑である。

翻って、現在の日本を観るに、終戦による占領軍から押し付けられた憲法により、教育の荒廃はなはだしく、先祖伝来の美風伝統は破れ、剰え、大和民族の中心であり、世界無比の天皇制も忘却されんとする情なさ。

また、言論や教育の自由は、自己の権利のみ主張し、義務を忘れ国益を無視するものが多く、誠に遺憾の極みである。

特に、現憲法の第九条は、軍隊の廃止と、国家間のいかなる紛争も、武力で解決してはならないと定めてある。つまり、敵の侵略を受けても、日本人は決して武力をもって抵抗してはならぬ、と云う意味である。

占領軍が去って独立した国家において、このような馬鹿げた憲法を修改正もせずにいる国は日本だけである。

政府は、国会答弁で、自衛軍は持てると拡大解釈をしているが、この条文を素直に読むかぎり違憲の疑いが強い。

また、憲法前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」この憲法を定めたとあるが、現在の国際情勢において、ソ連のごとき冷酷な野望を持つ国家が、存在するかぎり、日本国民の平和と安全は、常に脅かされ、前文が描き出す空想的理想主義が、現実と合わないことは、すでに国民が実感しているところである。

この奴隷的憲法を一日も早く改訂することは、一心ある国民がひとしく念願するところである。

しかるに、鈴木首相は、国民のコンセンサス（合意）が得られなければ、改正しない、と言明しておられるが、政治は本来、国民の合意を得るために、政府・与党が率先して、全国民にその必要性を強く主張し、国民を引張って行く積極性こそが必要である。

国民の合意を得るまで待つような消極的態度では、現下の国際情勢の激動に対応することはできない。いまや国家存亡のとき、こうした消極性では国民は納得しないであろう。

願わくば、祖国日本久遠の平和と、民族の安全と興隆のために、全政治家、特に、政府・与党は、国民と共に今こそ現憲法を全面的に見直し、「日本にふさわしい」憲法を制定する事業に、生命をかけて取り組んで欲しいと念ずるものである。

そのためにも、我々は、今度の名古屋大会を名実共に「日本の夜明け」といたしたく、鋭意努力することを、同憂同志、全国民に誓うものである。

自主憲法に関する参議院予算委員会議事録（五六・二・十二）（抜萃）

昨秋の臨時国会以降、代表質問や予算委員会で、当議員同盟の資料や活動ぶりが、毎日のように取り上げられておりますが、特に去る二月十二日の参院予算委員会での質疑は、これまでの問題点の結論といえる内容となりましたので、その議事録から関係部分を抜萃し御参考に供する次第であります。

○志苫裕君　ちょっと時間が詰まってきましたが、総理、自民党の国民運動の一環として、自主憲法期成議員同盟の指示によりまして自民党系会派多数を占める地方議会におきまして憲法改正を求める内容の議決が行われておるところがあります。御存じですか。

○国務大臣（鈴木善幸君）　私もそういう県議会等において動きがあることを聞いております。

○志苫裕君　地方公共団体の機関が憲法改正について機関意志の決定を行うということは妥当でしょうかね。

○国務大臣（鈴木善幸君）　憲法の改正問題につきましては、私は鈴木内閣における方針、現行憲法はこれを尊重、擁護する。改憲は考えていない、こういう点は繰り返し明確にいたしておるところでございます。しかし、一方におきまして、憲法の条章の中にも改正を前提とした規定がございまして憲法の問題についていろいろ研究をし、論議をし、いろいろの活動をするというようなことは違憲でない、これも明確に相なっておるところでございます。したがいまして、団体の中でそういう推進の運動をするというようなことは、私は違憲ではないと、このように見ております。

○志苫裕君　自治大臣、これは自治法第何条の行為ですか。

○国務大臣（安孫子藤吉君）　地方自治法九十九条の規定に基づくものでございます。これによって意見書を提出できると、こういうことになっております。

（中略）

○志苫裕君　・・・・昭和五十五年九月二十四日、自主憲法期成議員同盟から出している文書を読みましょうか。いろいろありますけれども、「地方自治法九十九条等により頭記の趣旨の決議をあげて内閣総理大臣並びに衆・参各議長宛に御提出下さるようお願い申し上げます」という指示文書が出ているじゃないですか。それに基づいてやっておるんですよ。

いまあなたは、いままで国会で絶えず、憲法については改正規定もあることでもあるから、調査し研究をする、これは構わないということは言いました。しかし地方議会の機関意思としてまとめて持っていこいということになれば調査研究のレベルじゃないでしょう。食言ですよ、あなた。どうなりますか。

○国務大臣（鈴木善幸君）　私は自由民主党の総裁としまして、自由民主党につきましては指導もしまた指示もすると、こういう立場にございます。しかしいま自民党の議員が多数入っておっても別個の団体でございまして、私がこれに対してあれこれ注文つけたり要求をしたり指示をしたり、そういう立場にはございません。

○志苫裕君　あなたは自主憲法期成議員同盟に入っておられるでしょう。

○国務大臣（鈴木善幸君）　私はこの議員同盟につきましては、単なる一会員ということで入っておりますが、これに対して影響力を持つ立場にございません。

（中略）

○志苫裕君　法務大臣、何か所見がありますか。

○国務大臣（奥野誠亮君）　憲法を守ることは非常に大切なことだと思います。同時に国の発展を考えますならば、憲法を研究し討議していくこともきわめて大切なことだと考えております。

○志苫裕君　もう一度聞きますが地方公共団体の機関意思を決めることは研究調査の段階ですか。

○政府委員（角田礼次郎君）　言葉だけで申し上げますと、機関意思を決定することは調査とは言えないと思います。ただ、私ども従来公的な言い方として申し上げているのは、憲法九十九条の尊重、擁護義務と、それから憲法の改正についていろいろ論議をしたり主張をしたりすることは、憲法九十九条の尊重、擁護義務とは違反をしないということを申し上げております。主張という言葉になりますと、あるいはその機関意思を決定するというようなことも入ろうかと思います。

○志苫裕君　何ですか、入るんですか。機関意思を決めることは調査研究の範囲だと言うんですね。

○政府委員（角田礼次郎君）　日本語の言葉としては、調査研究ということが直ちに機関意志を決定して関係行政庁にそれを提出するというようなことは含まないと思います。ただ、政府の見解としては、一定の主張をすることは差し支えないということを申し上げております。

（後略）

自主憲法制定国民会議規約（要旨）

（目的）本会は、わが国内外の情勢に即応して日本国憲法を再検討し、自主憲法制定の推進を目的とする。

（構成）本会は、前条の目的に賛同する団体及び個人の参加によって構成される。

（事業）一、自主憲法の実現を目標とする国民運動　二、自主憲法草案の研究　三、その他本会の目的達成に必要な事項

自主憲法制定国民会議
主たる本部加盟団体一覧

団体名（五十音順）	代表者
アジア国会議員連合	岸　信介
黄檗宗大体山黄福寺	村瀬　玄妙
改憲発議国民委員会	丸田　舜魏
学生青年純正同盟	大場　俊寛
国を思う会	松沢　啓陽
軍恩連盟全国連合会	岡田　広
憲法の会	太田　耕造
国際勝共連合	久保木修己
国士舘大学	柴田　梵天
国政記者会	吉田　八郎
国民生活健全化協会	野田　卯一
国民文化研究会	小田村寅二郎
松陰会	安倍　源基
自由アジア協会	北岡　寿逸
自由学生連盟	清水　正一
浄土真信宗浄光寺派	藤野　旭浄
新教育者連盟	篠田　康雄
神社本庁	中林　政吉
新日本協議会	安倍　源基
政治刷新国民連動	日野月孝治
生長の家政治連合	玉置　和郎
全国師友協会	安岡　正篤
全日本空手道連盟	笹川　良一
全日本宗教政治連盟	戸田　秀一
戦没者遺族会	村上　勇
大東亜連盟同志会	竹崎　親成
日本遺族会	白山　正已
日本栄養士会	森川　規矩
日本学生同盟	伊藤　健
日本国政会	内藤誉三郎
日本教育推進連盟	山本　邦彦
日本健青会	中野　正志
日本弘道会	椛島　有三
日本国体学会	川上　和彦
日本国防協会	関口トミノ
日本郷友連盟	大玉　勝政
日本傷痍軍人会	能戸　英三
日本時政会	源田　実
オイスカ・日和運動	高橋　秀郎
日本青年協議会	
日本青年協議会	
仏所護念会	
泰公協会	
北方協会	
靖国会	
養正会	

第二十回　自主憲法研究会のお知らせ

日時　昭和五十六年五月二十七日（水）　三時～五時半
場所　千代田区永田町二―二―一　地下鉄国会議事堂駅下車
　衆議院第一議員会館地下一階　自由民主党会議室A室
講題　現憲法の最高法規の章にはいかなる問題点があるか
　―第十章はいかに改められるべきか
講師　駒沢大学助教授　竹花光範先生　会費　二百円

▽図書のお知らせ　事務局に在庫あります。

○憲法のすべて　福田恆存編　三四頁　送料共一二〇〇円
○憲法読本　小森義峯著　二六五頁　同八五〇円
○困った憲法・困った解釈　井出成三著　二四二頁　同三〇〇円
○日本国憲法はどのようにして作られたか
　自主憲法制定国民会議発行　八〇頁　同二四〇円
○最近の国際情勢の変遷と、現日本国憲法を改める必要性
　北岡寿逸著　二一頁　同二〇〇円
○漫画の憲法　自主憲法制定国民会議発行　四八頁　同一六〇円
○憲法第九条と自衛隊　右同　二〇頁　同一六〇円
○強制された〝憲法〟　右同　三五頁　同一六〇円
○憲法を改めねば国危し
　自由民主党同志会発行　三一頁　同一六〇円
○憲法改正についての諸問題
　憲法学会会長　川西誠　述　三七頁　同三〇〇円
○憲法改正の必要性と自衛隊増強の急務
　北岡寿逸著　一四一頁　同六〇〇円

▼振込先　郵便振替東京六―二二八七九